

楽器レンタル規約書

本規約は、Ange music salon（以下乙という）が運営する楽器レンタルサービス契約に関して、乙と申込者（以下甲という）との間の全ての契約に適用されます。

第1条（レンタル楽器）

乙は甲に対して、乙の指定する楽器（以下賃貸という）をレンタルし、甲はそれを借り受けます。

第2条（レンタル契約の成立）

1.本レンタル契約は、甲が当音楽教室所定の方法により申し込みを行い、乙が当該申し込み内容を適当と認め、甲に承諾を書面等の乙が適当と認める方法で通知することによって成立するものとします。

2.甲が満18歳未満の場合、保護者の同意書が必要になります。

3.甲は賃貸の受け渡しを受けた日より、本レンタル契約に従って楽器を使用することができます。

第3条（レンタル契約の資格欠格の事由）次に該当する方はレンタル契約を結ぶことができません。

- (1) 過去に料金等の支払いを怠ったことがある方
- (2) 本サービスに関する本規約及びその他諸事項に同意いただけない方
- (3) 海外在住の方
- (4) その他、乙が不適切と判断した場合

第4条（レンタル期間）

1.賃貸が乙から貸し出された日から起算し、甲が乙への賃貸の返却をもってレンタル期間終了とします。但し、最短レンタル期間を6ヶ月とし、最短レンタル期間に達していない場合、違約金（20,000円）を返却時に一括して甲は乙に支払います。

2.返却を希望する場合、甲は返却希望月の前月10日までに乙に申し出る。6月中まで使用する場合5月10日までに乙が指定した返却手続き及び申し出が必要。

第5条（レンタル料）

支払いは、現金にて前月初回レッスン日に前払いとし、初月は2ヶ月分の支払い義務が課せられるものとします。甲は契約内容によって毎月前月の初回レッスン日に規定のレンタル料を現金にて支払うものとします。4月からレンタルの場合、4月に2ヶ月分（4月分、5月分）を支払い、5月は6月分を初回レッスン日に現金にて支払う。※初月2ヶ月分（例:4,5月分）は、最短レンタル期間中のため、途中返却希望を期日までに申し出ても、返金致しません。

6月末で、レンタルを中止したい場合、5/10までに返却手続き及び、申し出が必要。期日までに返却手続きが済んでいないものに関しては、規約通り、支払い義務が発生する。

第6条（楽器の引渡し・検収）

1.乙は甲に対して、乙の指定する教室にて引渡します。

2.甲は乙から賃貸の引渡しを受けた後、その場で検品し、万一楽器に欠陥があった場合、甲は乙にその場で通知するものとします。上記期間内に通知がされなかった場合、楽器は正常な状態で甲に引渡されたものとします。

第7条（担保責任）

乙は甲に対して、引渡し時において楽器は正常な性能を備えていることのみ担保とし、楽器の商品性、および甲の使用目的への適合性については担保しません。また楽器に付属する消耗品については、使用に伴う劣化等について担保しません。消耗品（弦、弓の毛、松脂）は必要がある場合、甲の責任において交換することができます。消耗品の交換の際、甲は引き渡し時と同等の市販品を利用するものとします。

第8条（物件の使用保管）

1.甲は賃貸を移動する場合は乙に通知し、乙が認めた場合に限り、移動するものとします。その際の費用は、甲の全額負担とします。乙が認めなかった場合は直ちに甲の費用負担にて返却するものとします。

2.甲は、楽器を善良な管理者の注意を持って使用し、保管し、これに要する消耗品等の諸費用を負担します。

3.甲は、賃貸の転貸、占有者の変更、改造はできません。※弦、弓の毛以外のパーツ交換は、認めないものとする。

4.賃貸の修理・メンテナンスは乙の指定する技術者にて行うものとします。

5.甲が賃貸をレンタル中、賃貸自体またはその設置、保管、使用によって、第三者に与えた損害について、甲がこれを賠償し乙は一切責任を負いません

第 9 条(賃貸の譲渡の禁止)

1.甲は、賃貸を第三者に譲渡し、または賃貸について質権、譲渡担保権その他の一切の権利を設定できません。

2.甲は、賃貸について他から強制執行その他法律的、事実的侵害がないよう契約内容等を提示するなどし、保全するとともに、もしそのような事態が発生したときは、直ちに乙に通知しあつ速やかにその事態を解消させます。

第 10 条(賃貸の滅失、毀損)

甲が賃貸※**楽器本体および付属品を滅失(所有権の侵害を含む)毀損した場合は、甲は乙に対して、代替物件の購入代価または賃貸の修理代の相当額を損害賠償として支払います。**

(賃貸物の損傷、故障について)乙が甲に賃貸するレンタル楽器及びその付属品について、

1. 通常の演奏が出来なくなる程度の損傷を被ったとき
2. 楽器本体に付属する部品の損失
3. 著しく外観を損なったとき

乙は甲に必要な修理/補償費用を請求できる。

【修理代をご負担頂く破損/ 損傷の例】

ネックの折れ、楽器のフレなど分解修理が必要な場合、弓の折れ・弓の変形、楽器本体、ケースへの落書きやペインティング、駒、糸巻きの破損/損失 等。乙が甲に賃借する楽器の評価額は以下の通りとし全損、**紛失の際に乙が甲に請求できる補償金額の上限は以下の通りとする。****標準バイオリンセット 57,200 円**

第 11 条(キャンセル)

本契約成立後甲の都合によりレンタル期間開始前に解約する場合、甲は乙に対し解約の通知をし、乙が別途定めるキャンセル手数料(20,000 円)物件の引渡しのために生じた諸費用を支払います。

第 12 条(契約の解除)

甲に次の各号のいずれか一つに該当することが発生した場合には、乙は催告なくこの契約を解除することができ、甲は乙に対し、賃貸を返却し、かつ、未払いレンタル料、その他の一切の金銭債務全額を直ちに支払うものとします。

- (1)契約申込内容に虚偽があった場合。
- (2)甲がレンタル料その他の支払を遅滞したとき。
- (3)甲が本契約条項に違反したとき。またはその恐れがあるとき。
- (4)甲に破産、民事再生手続き、その他これに類する申し立てのあったとき。
- (5)その他、乙が不適当と判断した場合。

第 13 条(物件の返却)

1.返却の申し出の期日は第 4 条に定めるものとします。

2.(弦楽器)賃貸は甲が当教室にて返却するものとする。当教室での返却の場合は、最終レッスン日、または、返却月の最終開講レッスン日までに返却するものとします。

※甲は、教室カレンダーを確認の上、期日までに返却を行うものとする。

3.返却にかかる費用は甲の負担とします。

4.予定する返却日の前月末日までに甲が賃金を支払わない場合は楽器の引取りを中止し、甲が返却を支払い、楽器を返却するまで、レンタル期間は継続されます。

5.甲の都合により、甲が返却すべき日に物件を返却できない場合、返却する日までレンタル期間は継続されます。またその際に生じた諸費用を甲は乙に支払います。

第 14 条(保守サービス)

1.甲の責に帰すべからざる事由により楽器に性能的障害が発生しレンタル開始日から 2 週間以内に甲から乙へ申し出があった場合、乙は

楽器を無償にて修理します。尚、甲または使用者の故意または重大な過失による場合は有償とします。

2.前項により甲が楽器を使用できない期間があったとしても、その期間のレンタル料は支払うものとします。

第 15 条(規約等の変更)

乙は甲の事前承諾を得ることなく、本規約及びその他諸事項の変更をいつでも行うことができるものとします。

乙は、本規約及びその他諸事項の変更を行った場合、その変更内容を乙の運営するサイトに表記またはその他乙が適切と判断する方法をもって甲に通知します。

第 16 条(個人情報の収集・利用・提供および登録に関する同意)

甲は、申込時に甲が提示する甲の属性等の情報(以下「個人情報」という)の利用・提供および登録に関し、以下の内容に同意致します。

1.乙が、本契約条項(本契約を含むものとし、以下同様とする)に基づく債権管理業務のため、個人情報を収集し利用すること

2.乙が本契約条項に係る取引上の判断に当たり、甲の支払能力調査のため、当該機関に照会、甲の個人情報が登録されている場合にはそれを利用する

第 17 条(本サービスの終了)

乙は、運営上の都合により、本サービスを終了する場合があります。その場合、乙は甲が被ったいかなる損害に対しても、その理由を問わず一切の責任を負いません。

第 18 条(管轄裁判所)

甲及び乙は、この契約に関する全ての係争につき、さいたま地方裁判所または熊谷簡易裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

第19条(附則)

本契約の定めの他、本契約に付随する詳細条件や個別の注意事項(申込書 等)も本契約の一部を構成し、本契約としての効力を有するものとします。

以上の契約条項に同意します。

年 月 日 (甲)申込者署名 印

楽器レンタル申込契約書

乙は所有する次に表示する楽器、及びその付帯品を甲に貸貸し、甲はこれを賃借することを契約します。

レンタル楽器の種類:

レンタルオプション品:

レンタル期間: 年 月 日 ~ 年 月 日

最低レンタル期間: 年 月 日 ~ 年 月 日

楽器レンタル料金: 3,000 円 / 月額 (※当音楽教室生徒様特別価格)

条件; 入会申込書を提出し、レッスン初回レッスン料と共に支払いで適用。

※レッスンに通われていない期間はレンタル料金を正規の金額で請求いたします。

楽器レンタル料金: 通常 5,000 円 / 月額

レッスンに通えない場合の最長レンタル期間は6ヶ月とし、それ以上になる場合は一度返却手続きの上、再度借用手続きが必要。レンタル料は、一括でお支払ください。

保証金 20,000 円 ※楽器返却時に返金 ただし、契約期間を超えている場合のみ。

※修理が必要な場合は、別途支払い義務が生じます(第 10 条紛失や破損が発覚した場合)

契約期間(6ヶ月)未満のキャンセル時に支払う金額
初期準備金(肩当て、調整、弦張り替え等): 10,000 円

弓の毛替え: 10,000 円 **合計:20,000 円**

甲は乙に初期準備金を賃貸返却時に支払う。

使用者氏名(フリガナ)

保護者氏名(フリガナ)

住所: - - -

電話番号: - - -

証明書提出※写真付き証明書提出が必要になります。